

## 2 海外発生期

### ＜海外発生期＞

- 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

### ＜目的＞

- 1 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、都内発生の遅延と早期発見に努める。
- 2 都内・市内発生に備えて体制の整備を行う。

### ＜対策の考え方＞

- 1 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるような措置をとる。
- 2 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3 都と協力して、海外での発生状況について注意喚起するとともに、都内発生に備え、都内で発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者及び市民に準備を促す。
- 4 国及び都から提供される検疫等の情報を基に、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び経済活動の安定のための準備、特定接種の実施及び協力等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

#### (1) 情報収集

新型インフルエンザ等の患者の発生を早期に発見し、新型インフルエンザウイルス等の特徴の分析や患者の臨床像を把握するため、患者の全数把握が必要になる。

また、感染拡大をできる限り遅らせるためにも、感染拡大の早期探知が必要であり、保育所施設や学校等における集団発生の探知を強化することが重要である。

#### 【情報収集】

- 国及び都、マスコミ報道等を通じて、海外での新型インフルエンザ等発生状況等を把握する。(健康福祉部)

(2) 情報提供・共有

ア 市民及び事業者等への情報提供

新型インフルエンザ等に関する情報の混乱を防止するため、海外での発生状況を迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染予防策、相談体制等について、様々な広報媒体を活用した広報を行う。

【市民への情報提供】

- 新型インフルエンザ等の基本的知識、海外での発生状況、感染予防策、相談体制など最新情報について、広報ひの、日野市ホームページ等あらかじめ定めた広報手段を基に広報を行う。（企画部・健康福祉部）
- 市内に居住する妊婦、乳幼児、高齢者、障害者及び外国人等に配慮して、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。（市民部・企画部・健康福祉部）
- 幼稚園、保育施設、学童クラブ、学校等を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。（教育部・子ども部・健康福祉部）
- 高齢者施設等の社会福祉施設や在宅療養サービス提供者等に対しても、各部を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。（健康福祉部）

【関係機関への情報提供】

- 医療機関等及び関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、国内発生に備えた協力を要請する。（健康福祉部）
- その他関係機関に対し、的確に情報提供を行う。（各部）
- 市は、国、都及び関係機関等と情報交換ならびに情報共有を行う。（総務部・企画部）

(3) 市民相談

海外において新型インフルエンザが発生した段階で、都の要請により各保健所において、相談センターを速やかに開設する。相談センターでは、新型インフルエンザに感染した疑いのある者に対し、受診先となる専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うとともに、市民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。

【相談センター・相談窓口】

- 相談センター及び市の相談窓口の設置情報や市民向けの質疑応答集などについて、市民への周知活動を行う。（健康福祉部・総務部）

(4) 感染拡大防止

【感染予防策の注意喚起】

- 市民に対してマスク着用、咳エチケット、手洗い等の基本的な感染予防策の注意喚起を行う。(健康福祉部・企画部)
- 園医や校医等と連携し、幼稚園、保育施設、学童クラブ、学校等におけるマスク着用、咳エチケット、手洗い等の基本的な感染予防策の注意喚起を行う。(健康福祉部・子ども部・教育部)

(5) 予防接種

【特定接種】

- 国及び都と連携し、特定接種が実施される場合に備えるとともに、特措法第28条に基づき、政府対策本部の基本的対処方針によって、市職員の対象者に対する接種が決定された場合、厚生労働省からの指示により、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て接種を実施する。(総務部)

【住民接種】

- 国及び都と連携し、接種体制の準備を行う。(健康福祉部)

(6) 医療

都は専門外来の速やかな開設と新型インフルエンザのり患が疑われる患者の受け入れについて、感染症診療協力機関に要請する。感染症診療協力医療機関は、速やかに専門外来を開設する。

専門外来は、新型インフルエンザの感染が疑われる患者から採取した検体を管轄保健所職員に速やかに提出する。管轄保健所職員は東京感染症アラートに従い、ウイルス検査を行う東京都健康安全研究センターに検体を搬入する。専門外来の受診者は、相談センターからの紹介に限定するため、市民には専門外来の開設場所を非公開とする。専門外来は、ウイルス検査の結果が出るまでの間、必要に応じて患者を院内に留め置く。ウイルス検査の結果、陽性と判明した場合、管轄保健所は、感染症法に基づき、患者を入院勧告の対象とし、感染症指定医療機関に移送する。

(7) 市民生活及び経済活動の安定の確保

【社会的弱者への生活支援】

- 新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを妊婦、乳幼児、高齢者及び障害者等の支援協力者へ連絡する。(健康福祉部)

【火葬能力等の把握】

- 火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。(環境共生部)